

令和5年度第2回広島県障害者施策推進協議会

次 第

日時：令和5年11月1日（水）
13：00～14：30
場所：WEB

1 開 会

2 報告事項

第5次広島県障害者プラン骨子案について

3 議 題

第5次広島県障害者プランの素案作成に向けて

4 閉 会

(配付資料)

【資料1】 第5次広島県障害者プラン骨子案について

【資料2】 第5次広島県障害者プランの素案作成に向けて

広島県障害者施策推進協議会委員名簿

※敬称略、県職員を除き五十音順、【 】は推薦団体

氏名	所属・職名	
いのうえ かずなり 井上 一成	広島県知的障害者福祉協会（副会長）	参加
おかもと ひでと 岡本 英登	【広島県精神保健福祉家族会連合会】	参加
かとう としのり 加藤 俊典	広島県身体障がい者施設協議会（副会長）	[欠席]
かねこま ゆみ 金子麻由美	広島県手をつなぐ育成会（会長）	参加
かねもり みちこ 兼森 路子	【広島県手をつなぐ育成会】	参加
かわなか いくのり 河中 郁典	広島難病団体連絡協議会（副会長）	参加
かわもと ひろや 川本 博也	広島県歯科医師会（常務理事）	参加
こいけ ひでき 小池 英樹	広島県社会福祉協議会（常務理事）	[欠席]
せきがわ あきこ 関川 章子	【広島県身体障害者団体連合会】	参加
そえだ たつひこ 添田 龍彦	広島県身体障害者団体連合会（副会長）	参加
たかがき ひろのり 高垣 廣徳	広島県市長会	[欠席]
たわら なおこ 俵 尚子	広島県民生委員児童委員協議会（副会長）	[欠席]
はしもと せいじ 橋本 成史	広島県医師会（常任理事）	参加
はせ べりゅういち 長谷部 隆一	広島国際大学（教授）	参加
ひらいし かのお 平石 協	広島県精神障害者支援事業所連絡会（会長）	参加
ふじい しん 藤井 伸	江田島市精神障害者家族会（会長） （広島県精神保健福祉家族会連合会）	参加
みやぐち ひでき 宮口 英樹	広島大学大学院教授	参加
みやち まさと 宮地 正人	広島建築士会（副会長）	参加
よしおか おさむ 吉岡 治	広島障害者職業センター（所長）	[欠席]
きたはら かなこ 北原 加奈子	広島県健康福祉局長	参加

第5次広島県障害者プラン骨子案について

1 趣旨

本県の障害者施策全般に関する基本計画である「第4次広島県障害者プラン」(平成31～令和5年度)が終期を迎えることから、次期計画(「第5次広島県障害者プラン」)を策定する。

2 現状・背景等

- 本県では、平成31(2019)年3月に「第4次広島県障害者プラン」を策定し、総合的かつ計画的な施策の推進に取り組むとともに、令和3(2021)年3月には「第6期広島県障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定し、「第4次広島県障害者プラン」の実実施計画としての位置付けの下、障害福祉サービス等の整備を計画的に進めている。
- 令和3年6月4日の障害者差別解消法改正による民間事業者に対する障害者への合理的な配慮の提供の義務化等、障害者を取り巻く施策や環境の変化等に対応するため、施策の見直しを行う。

3 第5次広島県障害者プランの位置付けと計画期間

(1) 第5次広島県障害者プランの位置付け

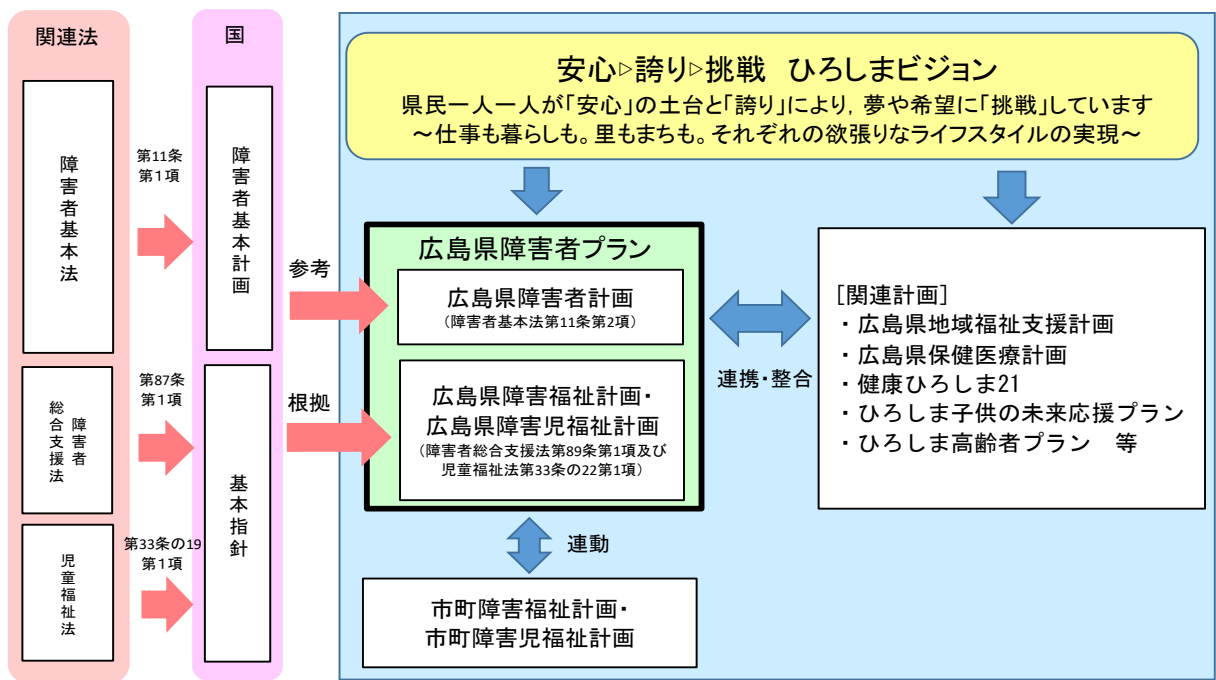
- 第5次広島県障害者プラン

「都道府県障害者計画」(障害者基本法第11条第2項)
+ **統合**
 「都道府県障害福祉計画」(障害者総合支援法第89条第1項)
 「都道府県障害児福祉計画」(児童福祉法第33条の22第1項)

第4次広島県障害者プラン(現行計画)
 「都道府県障害者計画(障害者基本法第11条第2項に基づく計画)」として策定

都道府県障害者計画 【内閣府所管】	障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とし、障害者のための基本的な計画を定めたもの
都道府県障害(児)福祉計画 【厚生労働省所管】	障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保等の業務の円滑な実施に関する計画

【全体概念図】



(2) 計画期間

令和6年度～11年度（6年間）

※ 6年間で1期とするが、3年に1度の国の基本指針の改定に併せ、必要に応じて見直しを行う。

		計画期間					
国 計 画	障害者基本計画	R5～R9		R10～R14		R15～R19	
	基本指針	R6～R8	R9～R11	R12～R14	R15～R17	R18～	
県 計 画	広島県障害者プラン	R6～R11 (第5次プラン)			R12～R17 (第6次プラン)		R18～
	広島県障害福祉計画・ 広島県障害児福祉計画部分	R6～R8	見直し R9～R11	R12～R14	見直し R15～R17	R18～	

4 現行計画（第4次広島県障害者プラン）の振り返り

(1) 当事者（障害者及びその保護者）の障害者施策に対する認識

① 障害者を取り巻く環境の変化

- 当事者へのインタビュー・アンケート調査の結果、障害者を取りまく環境は総じて改善していると受け止められていることが分かった。
- 一方で、障害への理解の不十分さや、デジタル技術の発展に伴う対応が困難な場面の発生、就労の定着の難しさ、介護人材の不足等を危惧する声が上がられている。

【当事者の意見（抜粋）】

良い点	悪い点
<ul style="list-style-type: none"> ○ 法制度の整備が進み、合理的配慮の要請を否定されることは無くなってきた。困っている時の周囲からの声掛けも増えた。 ○ 障害者を受け入れてくれる企業・場所・理解してくれる人などが増えた。 ○ 障害者に対する偏見が軽くなったように思える。障害があることがスティグマであったが、変化してきた。 ○ 支援企業が増え、利用者が自身の特性・性格上の悩み話せる時間と場所がこの5年で急速に増えた。 ○ 福祉機器等の技術革新により、自力でできることが増えた。 ○ 障害を持っていても在宅での生活が続けられる方や家庭が増えた。 ○ 福祉サービスが行き届き、生活しやすくなった。 ○ サービスが充実してきたことによって、支援を「選択できる」こととその「質」を求めるようになってきた。 ○ 多くの場所でバリアフリー化が進み、行きやすい場所が増えた。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大きい声を出す等の目立つことをしたときには、周囲からの偏見を感じる。 ○ 障害者への対応、接し方、向き合い方等、受け入れてくれる環境が整っていないところが多い。 ○ デジタル技術が進化した一方で、（視覚障害者であるため）タッチパネルの操作ができない等、対応が難しい場面も増えた。 ○ 就労できても適応・定着が困難で、休職・退職となるケースが多い。 ○ 高齢化による介護人材等の不足を感じる。 ○ 障害福祉サービス自体は進んでいるが、サービスを提供する人材の不足を感じる。

② 本人や家族の障害に係る困りごとを抱えている人の状況

令和4年9月に実施した県独自のインターネット調査によると、**障害者本人や家族の65.4%が安心して暮らしていると回答**（全体で安心して暮らしていると回答した方は**68.0%（▲2.6%）**）。

この結果から、**障害者本人や家族は、県民全体とほぼ同様の安心感を持って暮らすことができている**が、**34.6%の方が安心して暮らすことができていない**ため、当事者の安心感を押し上げる施策が必要となる。

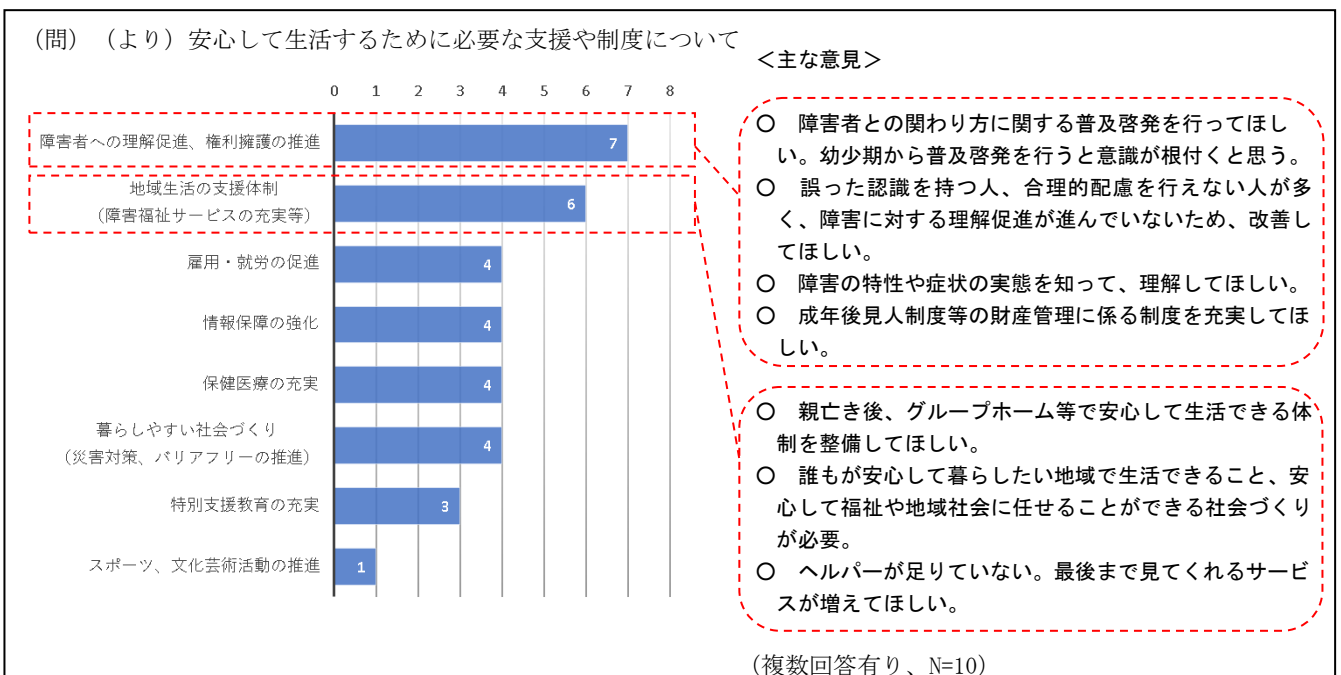
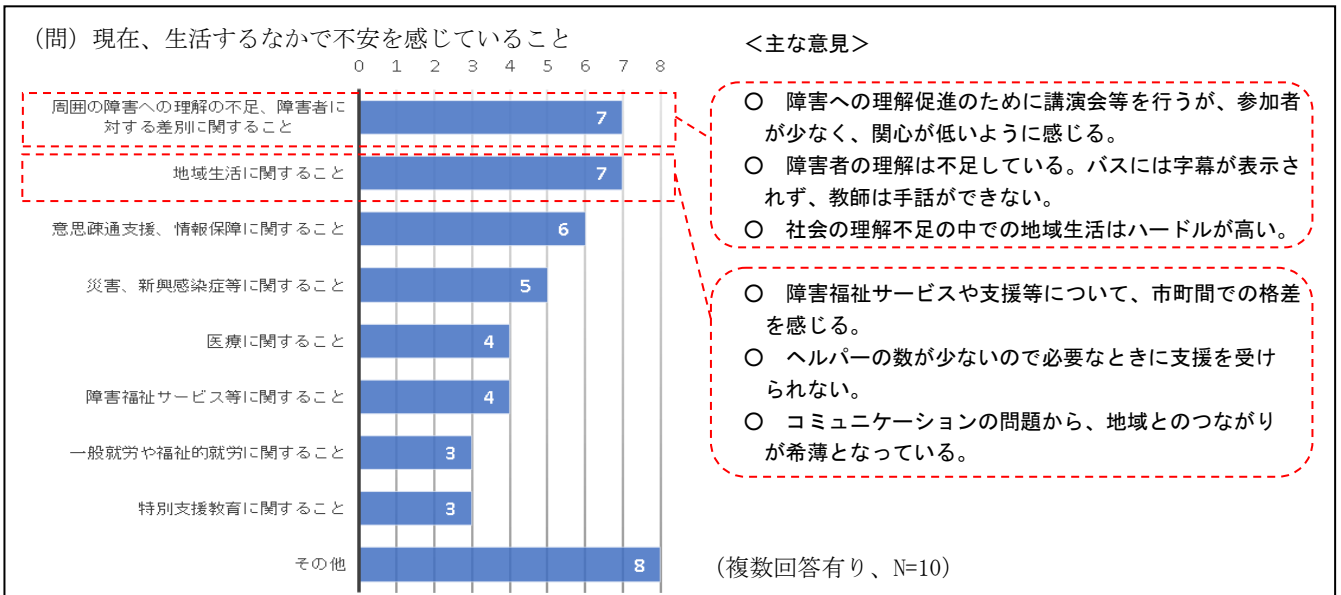
③ 当事者の感じている不安の要因や安心感に繋がる取組の調査

当事者（障害者やその家族）に対し、ヒアリングを実施したところ、「**障害への理解の不足、障害者に対する差別に関すること**」及び「**地域生活に関すること**」を現在不安に感じていることとして回答した方が最も多かった。

また、より安心して暮らすために必要な支援や制度として、「**障害への理解促進、権利擁護の推進**」と回答した方が最も多く、次に「**地域生活の支援体制**」を挙げた方が多かった。

【ヒアリング調査結果の概要】

関係団体（10団体）を通じて障害者及びその保護者へのヒアリングを実施した。



(2) 成果目標の進捗状況（主な指標を抜粋）

- 現行計画において、施策ごとに設定した総括目標（下記の表中、青色で着色した指標）の内、3施策（「Ⅲ 保健、医療の充実」、「Ⅳ 地域生活の支援体制の構築」、「Ⅴ 暮らしやすい社会づくり」）の目標が未達成となる見込み。
- 「Ⅲ 保健、医療の充実」については、医療的ケア児を受け入れるための地域資源の不足、「Ⅳ 地域生活の支援体制の構築」については、地域移行に係る体制等に課題がある。

施策区分		主な指標	基準値 (時点)	実績 (時点)	R5 目標値	達成 見込
【目指すべき姿①】障害の有無にかかわらず、誰もがお互いを大切に、認め支え合い、生きがいを持って暮らせる「共生社会」の実現						
Ⅰ 障害への理解と協働による共生		障害のある人が困っているときに、手助けをしたことがある人の割合	61.8% (H29)	67.0% (R 2)	70.0%	○
		あいサポートメッセージャー養成数	498人 (R元)	636人 (R 4)	730人	△
		法人後見を実施する市町社会福祉協議会の数	17市町 (H29)	19市町 (R 4)	23市町	○
Ⅱ 自立と社会参加の促進による共生	教育	個別の教育支援計画作成率	幼：100% 小：98.3% 中：97.4% 高：96.4% (R 3)	幼：100% 小：99.7% 中：99.6% 高：98.4% (R 4)	幼：99.5% 小：97.5% 中：97.5% 高：99.5%	○
	雇用・就労の促進	障害者雇用義務を有する企業の雇用障害者実人数	8,594人 (H29)	11,154人 (R 4)	10,200人	○
		障害者雇用義務を有する県内企業のうち雇用障害者の数が0人の企業割合	29.5% (H29)	29.7% (R 4)	29.5% より減	△
		障害者就業・生活支援センターを通じた一般就労件数（1圏域当たり平均）	74件 (R元)	63件 (R 4)	89件	×
	情報保障の強化	広島県聴覚障害者センターの利用者数	12,623人 (H29)	18,379人 (R 4)	13,500人	○
	スポーツ、文化芸術活動の推進	障害者スポーツの指導者数	653人 (H29)	939人 (R 4)	923人	○
		あいサポートアート展への来場者数	2,511人 (H28年)	2,367人 (R 4)	3,400人	×
【目指すべき姿②】障害の有無にかかわらず、誰もが身近な地域で安心して生活ができる環境を整えることによる県民生活の質（QOL）の向上						
Ⅲ 保健、医療の充実		医療型短期入所事業所の定員数	43人 (H30)	58人 (R 3)	88人	×
		重症心身障害児を対象に児童発達支援事業を行う事業所のある市町	7市 (H30)	13市町 (R 3)	23市町	×
		重症心身障害児を対象に放課後等デイサービスを行う事業所のある市町	7市 (H30)	13市町 (R 3)	23市町	×
Ⅳ 地域生活の支援体制の構築		福祉施設の入所者の地域生活への移行者数	159人 (H26~29)	91人 (R元~3)	144人	×
		地域生活支援拠点等（システム）の整備	5市 (R元)	18市町 (R 4)	23市町	×
Ⅴ 暮らしやすい社会づくり		全ての避難行動要支援者に係る個別計画の作成	3市町 (H30)	0市町 (R 4)	23市町	×

(凡例 ○：達成見込、△：ほぼ達成、×：未達)

5 考慮する社会情勢等

(1) 人口構造の変化と障害者の動向

高齢者人口が増加し、生産年齢人口が減少することが予測される中、県内の障害者手帳保持者数は増加傾向にあり、介護人材等の人材が不足することが見込まれる。

また、障害者及びその家族の高齢化に伴い、障害者が地域から孤立し、日常生活上の様々な課題を抱えていても支援が行き届かない恐れがある。

(2) 民間事業者による障害者への合理的配慮の提供の義務化

令和3年6月4日に障害者差別解消法の改正が行われ（施行日は令和6年4月1日）、民間事業者による障害者への合理的な配慮の提供が義務化された。

(3) 障害者の法定雇用率の引き上げ

障害者の法定雇用率については、令和8年7月1日には民間企業が2.7%、国・地方機関等が3.0%、都道府県等の教育委員会が2.9%へと段階的に引き上げられることとなっており、今後引き上げられることが予測される。

(4) デジタル技術の進展

AI技術が進展し、障害者は自分に合った方法（音声、ジェスチャー、視線の動き等）を選択し、デジタル技術・サービスを利用することができるようになり、障害福祉サービス事業所等においても、介護ロボットの導入や事務負担軽減のためのICTの導入等が進んでいる。

また、ウェブ会議等のオンラインサービスの活用拡大やSNSの普及等により生活圏域に捉われない社会参加の新しいツールが拡大している。

(5) 災害・新興感染症への懸念

本県には、全国最多の土砂災害警戒区域があり、平成30年7月豪雨を始め、過去、幾度となく災害が発生している。

また、令和2年1月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機とし、県民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に対する備えの重要性が認識された。

(6) 障害者及びその家族が安心して暮らせる環境の整備

- 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）の施行（令和4年5月25日施行）
- 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行（令和3年9月18日施行）
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）の改正

6 各施策分野における現状と課題

I 障害への理解と協働による共生		
現状	<p>〔障害への理解促進〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 若い世代（18～29歳）においては、「障害のある人が身近で普通に生活しているのが当たり前だと思ふ」人や「障害を理由とする差別や偏見があると思ふ」人の割合は全世代で最も高くなっているが、「障害のある人が困っているときに手助けをしたことがある」人の割合は全体と同程度に留まっている。 <ul style="list-style-type: none"> ・「障害のある人が身近で普通に生活しているのが当たり前だと思ふ」人の割合（18～29歳）：75% ≪全体：64.8%≫ ・「障害のある人が困っているときに手助けをしたことがある」人の割合（18～29歳）：60.5% ≪全体：61.9%≫ <p>〔権利擁護の推進〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県内の養護者及び施設従業者による障害者虐待の通報・認定件数は増加している。 <ul style="list-style-type: none"> ・県内の養護者及び施設従業者による障害者虐待の通報件数 養護者：95件（H30）⇒142件（R3）、施設従業者：37件（H30）⇒73件（R3） ・県内の養護者及び施設従業者による障害者虐待の認定件数 養護者：26件（H30）⇒43件（R3）、施設従業者：5件（H30）⇒15件（R3） ○ 成年後見制度の啓発等による制度の利活用の周知は実施しているが、成年後見制度が必要と考えられる重度の知的・精神障害者の利用者は少数に留まっている。 	
	課題	<p>〔障害への理解促進〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 若い世代においては、障害への理解はあるが、手助け等の行動に移すことができていない。 <p>〔権利擁護の推進〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 養護者本人が虐待の認識がない場合や障害特性等の理解不足から介助等が虐待に繋がってしまう場合がある。 ○ 障害者及びその家族の高齢化や、障害者の親亡き後を見据えると、成年後見制度による支援がより一層必要となるが、障害者本人やその家族が制度自体を理解していない場合や、財産管理、福祉サービスの利用契約等の手続きの重要性を理解していない場合がある。
II 自立と社会参加の促進による共生		
教育	現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別な支援を必要とする幼児児童生徒及び特別支援学校等の在籍者数は増加傾向にあり、教育ニーズが多様化している。 ○ 乳幼児期から学校卒業後までの一貫した長期的な支援計画である「個別の教育支援計画」と、指導目標や指導内容・方法に係る「個別の指導計画」については、概ね全ての公立学校で作成されている。 ○ 特別支援学校においては、教員の専門性や施設・設備を生かした地域の特別支援教育に関する相談のセンターとしての体制を整備している。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個別の指導計画等の作成率は向上しているが、特別な支援を必要とする幼児児童生徒全員には作成できていない。 ○ 保育所・幼稚園、小・中学校等及び高等学校等からの支援要請が増加・多様化し、特別支援学校のセンター的機能の更なる充実が必要である。
雇用・就労の促進	現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県内企業の障害者の実雇用率 2.38%（R4.6）で法定雇用率（2.3%）を達成している。一方、法定雇用率未達成企業は 1,249 社と法定雇用義務のある企業の約半数を占めている。 ○ 障害者就業・生活支援センターの令和 4 年度の相談支援件数は 39,209 件で、10 年前と比較して 1 万件以上増加しており、個々の障害者に応じた相談支援を行い、障害者の一般就労や職場定着に繋げている。 また、障害者就業・生活支援センター利用者の職場定着率は、就職後 6 か月経過後は 89.1%であるが、1 年経過後は 81.9%に下がっている。 ○ 就労継続支援 B 型事業所においては、目標工賃を上回る事業所は約 4 割に留まっている。（令和 4 年度の月額平均工賃（速報値）：17,894 円）
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 企業が障害者を雇用するにあたり、障害特性に対する理解や雇用ノウハウが不足している。 ○ 障害者の就労能力や適性等を踏まえた働き方や就労先の選択に必ずしも結びついていないことから、障害者の職場定着に繋がっていない場合がある。 ○ 就労継続支援 B 型事業所については、規模や利用者の障害特性により生産能力に差があることや、小規模事業所単独では販売先等が十分確保できないこと等により、平均工賃の向上に繋がっていない。

情報保障の強化	現 状	○ ITを活用した障害者の社会参加及び就労促進を行う障害者ITサポートセンターにおいて、障害者の情報通信機器の利活用に係る相談や、ICT 機器等の利用体験会、支援者養成セミナー等を実施しているが、令和4年度の相談件数は42件に留まっている。
	課 題	○ ITサポートセンターが障害者や支援者に認知されていないことや、これらのニーズを的確に把握できていないことから、必要な相談や支援に繋がっていない。
スポーツ、文化芸術活動の推進	現 状	○ 東京2020パラリンピック競技大会や県内のパラスポーツ国際大会等の開催によりパラスポーツへの関心が高まりつつある。 ○ 平成24年度以降、障害者が創作した芸術作品を展示する「あいサポートアート展」を毎年開催し、県民が障害者芸術に触れる機会の確保に取り組んでいる。
	課 題	○ パラスポーツの体験会や情報発信を定期的に行っているが、全県的な波及ができていない。また、パラスポーツに興味を持った障害者や障害者を支援する人たちに活動場所や機会に関する情報が十分に伝わっていない。 ○ WEBやSNS上での新たなコンテンツによる情報発信や文化芸術に触れる機会が増えており、展示開催以外の取組が必要となっている。
III 保健、医療の充実		
現 状	現 状	○ 医療的ケア児に対応できる事業所等の地域資源が不足している。 ○ 人口規模や医療資源の状況に関わらず、医療的ケアに対応できる人材等が不足している。 ○ 医療的ケア児の保護者へのアンケート調査では、85.3%が相談できる人や相談機関があると回答した一方で、相談できるところがないと回答した人が14.7%であった。
	課 題	○ たん吸引等の医療的ケアの実施に対応できる看護師や介護従事者等の人材が不足している。 ○ 医療的ケア児やその家族を地域の相談支援や障害福祉サービス等、必要な支援に繋げる必要がある。
IV 地域生活の支援体制の構築		
現 状	現 状	○ 高齢者人口が増加し、生産年齢人口が減少することが予測される中、県内の障害者手帳保持者数も増加傾向にあるため、一層、介護人材等が不足することが見込まれる。 ○ 障害者及びその家族が高齢化している。 ・65歳以上の障害者の割合（H24⇒R4） 療育手帳：8.8%⇒11.0%、身体障害者手帳：71.5%⇒75.3%、精神障害者保健福祉手帳：19.2%⇒20.3% ○ 福祉施設入所者の地域移行が進んでいない。（R3地域移行率：県0.64%（国1.11%））
	課 題	○ 介護人材等の不足により、必要な支援が行き届かなくなるとともに、あらゆる支援の質の確保が課題となる。 ○ 障害者の親亡き後、障害者が地域から孤立する可能性がある。 ○ 福祉施設における重度や高齢の障害者については、その支援の難しさや地域での受け入れ体制が整っていないことにより、地域移行が進んでいない。
V 暮らしやすい社会づくり		
現 状	現 状	○ 令和3年5月の災害対策基本法の改正により、個別避難計画策定が市町村の努力義務とされ、「避難支援実施者」・「避難先」「避難経路」等、計画に記載すべき要件が明示され、その内容や作成方法の見直しが求められており、各市町での計画作成は十分とは言えない状況にある。 ○ 災害発生時等において、高齢者施設や障害者支援施設等が要支援者を受け入れる福祉避難所の整備が各市町において進められており、令和4年12月現在、433施設が市町との協力体制を構築している。
	課 題	○ 実効性の高い計画作成のためには、市町において、防災・福祉・まちづくりなどの関係分野の「庁内連携」や、地域住民や専門職と協働する「庁外連携」の仕組みや推進体制を構築していく必要があり、優先すべき対象者から計画的に進めていくことも求められる。 ○ 当事者の意識として、避難の諦め・支援へのためらい・個人情報を提供することへの抵抗感がある一方で、避難支援者側では、地域コミュニティの希薄化等による無関心・避難の責任を負う不安・負担感など、双方の意識における妨げがある。 当事者及び避難支援者が認識・理解を共有し、当事者の生活実態に詳しい福祉専門職等の協力を得ながら地域ぐるみで避難する意識と行動を広げていく必要がある。 ○ 避難計画の作成に当たっては、要配慮者に対応した避難先の確保を併せて進めていくことが必要となる。

7 注力すべき事項

現行計画の振り返りや社会情勢等を踏まえ、次の分野に注力する。

【障害への理解の促進】⇒重点施策Ⅰ

全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、安心感を持って暮らす環境を整えるため、障害者への関わり方や障害について理解するだけでなく、行動に移せるように理解促進を行い、各施策の取組の底上げを図る。

【地域で支え合う体制の整備】⇒重点施策Ⅳ

人口構造の変化により、障害者を支える人材が不足し、障害者やその家族が高齢化する中でも、県内の各地域が抱える課題の把握や関係機関の連携の強化等に取り組むことで、障害者を適切な支援に繋ぎ、障害者が孤立することのない体制を整備する。

8 取組の方向性

現行計画の振り返りや社会情勢を踏まえ、施策ごとに取組の方向性を整理。

施策区分	取組の方向性
I 障害への理解促進 【重点施策】	<p>①世代に応じた普及啓発の実施と権利擁護の推進</p> <p>【障害への理解促進】</p> <p>○ 子供たちが障害について理解するだけでなく、手助け等の行動に移せるよう障害者との交流の場を提供するとともに、あいサポート運動の出前講座等、学校等を通じた普及啓発に取り組む。</p> <p>他の世代についても、引き続き、企業等を通じた理解促進に取り組んでいく。</p> <p>【権利擁護の推進】</p> <p>○ 障害者虐待の未然防止・早期発見のため、施設従業者や障害福祉サービス等事業所等における通報義務の周知徹底、虐待防止体制の強化に取り組む。</p> <p>○ 市町や関係団体等と連携し、親亡き後を見据えた、成年後見制度の普及啓発や利用促進に取り組む。</p>
II 自立と社会参加の促進	<p>②個別の教育的ニーズに対応した特別支援教育の充実</p> <p>○ 障害のある幼児児童生徒の個別の教育的ニーズに対応するため、個別の指導計画等の作成とその活用を推進する。</p> <p>○ 特別支援学校のセンター的機能を担う人材の育成等を通じ、増加・多様化している支援要請へ対応する。</p> <p>③障害者の希望や特性に応じた多様な就労機会の確保</p> <p>○ 障害者とその希望や特性に応じた働く機会や場を選択できるよう、企業に対して、障害への理解促進啓発や、雇用事例と支援制度等の周知を行って、雇用への具体的な取組を促すとともに、雇用と福祉の関係機関が密接に連携し、障害者個々の障害特性に応じたアセスメントを実施することで、就労に向けた支援から就職後の定着支援までの包括的な就労支援体制を整備する。</p> <p>○ 一般就労が困難な障害者に対しては、引き続き、工賃向上に向けて就労継続支援事業所の販売力の向上に取り組む。</p> <p>④障害者の情報アクセシビリティ向上に向けた体制の整備</p> <p>障害者が必要とする情報を十分に取得・利用し、積極的な社会参加が行えるよう、障害者やその支援者への研修実施等、障害者のICT利活用を支援する体制を整備する。</p> <p>また、引き続き、意思疎通支援者の養成等を通じて、障害者の情報格差を解消するための取組を促進する。</p>

	<p>⑤スポーツ・文化芸術活動を通じた多様性を認め合う機運の醸成</p> <p>障害者のやりがいを見つけるきっかけやお互いを認め合う機運の醸成に繋げるよう、県民のパラスポーツへの関心を高めるため、更なる事業の推進を図るとともに、文化芸術活動の新たな活動基盤の充実を図る。</p>
III 保健、医療の充実	<p>⑥医療的ケア児支援体制の整備</p> <p>在宅で医療的ケア児を見守る家族等がレスパイトとして活用する医療型短期入所事業所の参入を促進するため、医療機関等への働きかけを行う。</p> <p>また、医療的ケア児支援センターにおいて、市町等と連携した医療的ケア児の家族等に対する相談支援等に取り組む。</p>
IV 地域生活の支援体制の構築	<p>⑦地域で障害者を支える体制の整備</p> <p>〔人材やサービスの質の確保〕</p> <p>○ 人材の養成や障害福祉サービス等で働く人材の処遇改善を通じ、質の高いサービスの提供や人材の確保に取り組む。</p> <p>〔地域資源の効率的な活用〕</p> <p>○ 地域の相談支援の拠点である基幹相談支援センターや、障害者の緊急時の受入体制や体験の機会・場の確保、地域の体制づくり等を行う地域生活支援拠点の整備等を通じ、地域で障害者を支える体制を整える。</p> <p>併せて、県内の各地域が抱えている課題や対応の好事例を、県と各市町が協議し、共有できる場を整えるとともに、多様な利用者が共に利用する「共生型サービス」の事業者の参入促進等を行い、地域資源の効率的な活用を行っていく。</p> <p>○ 強度行動障害や重度障害等、支援が難しい方の地域移行について、市町や関係団体と検討していくとともに、市町の自立支援協議会において、個別の事例検討を行う体制を整える。</p>
V 暮らしやすい社会づくり	<p>⑧避難行動要支援者の災害時の避難体制の構築</p> <p>障害の特性等に応じた個別避難計画の作成や避難先の確保・環境整備を促進するため、ガイドラインの作成・提供や研修開催等を通じて、市町の取組を後押しする。</p>

9 基本理念と目指す姿

<p>【基本理念】</p> <p>すべての県民が障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、自分らしく、安心して暮らせる共生社会の実現</p>
<p style="text-align: center;">目指す姿</p>
<p>① 様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人の権利が守られ、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う「心のバリアフリー」が実現しています。</p>
<p>② 障害者が自らの意思で社会参加の機会や場を選択し、教育や就労、スポーツ、文化芸術等の様々な機会を通じて、持てる能力を發揮し、生きがいを持って暮らせる社会が実現しています。</p>
<p>③ 障害の原因となる疾病等の予防や早期発見、専門的な治療が行える体制が構築され、全ての人が身近な地域において、良質で安定した医療等を受けられる環境が整っています。</p>
<p>④ 障害者を地域で見守る体制が整い、障害の特性やライフステージに応じた質の高い障害福祉サービス等の支援を受けながら、自らが選ぶ場所で安心して暮らしています。</p>
<p>⑤ 全ての人があらゆる場面で、生活への不安を感じることなく、安全に暮らせる社会が実現しています。</p>

10 (参考) 前回計画との施策体系の比較

区分	第4次プラン施策体系	第5次プラン施策体系(案)
「共生社会」の実現	I 障害への理解促進と協働による共生 1 障害に対する理解の促進 2 あいサポートプロジェクトの推進 3 各種団体との協働の促進 4 権利擁護の推進	I <u>障害への理解促進</u> 1 障害に対する理解の促進 2 <u>2 権利擁護の推進</u>
	II 自立と社会参加の促進による共生 1 教育 2 雇用・就労の促進 3 情報の保障の強化 4 スポーツ、文化芸術活動の推進	II 自立と社会参加の促進 1 教育 2 雇用・就労の促進 3 情報の保障の強化 4 スポーツ、文化芸術活動の推進
障害児・者の生活の質(QOL)の向上	III 保健、医療の充実 1 保健・医療提供体制の充実 2 療育体制の充実 3 医療と福祉の連携 4 医療的ケア児支援体制の整備	III 保健、医療の充実 1 保健・医療提供体制の充実 2 療育体制の充実
	IV 地域生活の支援体制の構築 1 福祉サービス等の提供 2 住まいの場の確保 3 相談支援体制の構築 4 サービスの質の向上	IV 地域生活の支援体制の構築 1 福祉サービス等の提供 2 <u>2 サービスの質の向上</u> 3 <u>3 相談支援体制の構築</u> 4 <u>4 地域生活への移行支援</u>
	V 暮らしやすい社会づくり 1 <u>1 バリアフリーの推進</u> 2 防災対策の強化 3 防犯、交通安全等の推進 4 研究・開発の推進と普及 5 ユニバーサルデザインの推進	V 暮らしやすい社会づくり 1 <u>1 福祉のまちづくりの総合的な推進</u> 2 <u>2 災害、感染症対策の強化</u> 3 防犯、交通安全等の推進 4 <u>4 NPO、ボランティアとの協働</u> 5 <u>5 福祉用具等の研究開発の推進と普及</u>

※第5次プランについては、区分は廃止。

第5次広島県障害者プラン 素案作成に向けて

令和5年11月1日 広島県障害者支援課

第5次広島県障害者プラン骨子案の概要

第5次広島県障害者プラン骨子

注力する施策の一つとして、「**障害への理解の促進**」を掲げ、**障害者への関わり方や障害について理解するだけでなく、行動に移せるように理解促進を行い、各施策の取組の底上げを図ることとしている。**

上記計画案に対しての内部協議における意見

○ 計画全体に**インクルーシブの理念を打ち出した方が良いのではないか**。例えば、「困っているときに手助けをする」や若い世代の取組の部分で、「交流の場を提供する」という文言が使われており、**障害のない人が障害のある人を支援するという構造**となり、**障害者とそれ以外の人の分離が前提となった表現となっている**。共生社会を目指しているはずが、根本が別々であるから、理解も進まず、地域でも暮らしていけない。

今回の計画改定でなんとかなるという話ではないかもしれないが、この構造をどこかで変えていかなければならない。

○ **バイアス（が有るか無いか）の視点を反映させるかどうかの検討が必要。**

（課題）

① **インクルーシブ社会の実現に向けた取組とは何か。**

② **バイアスの解消に向けた取組とは何か。**

○ **インクルーシブ社会**:社会を構成するすべての人が、性別・人種・民族・国籍・出身地・社会的地位・障害の有無などの属性によって排除(exclusive)されることなく、誰もが分け隔てなくあたりまえに生活することができる社会

○ **バイアス(アンコンシャス・バイアス)**:自分自身は気づいていない無意識の偏見・思い込み

有識者への意見聴取

県立広島大学 保健福祉学部人間福祉学コース 米倉裕希子 准教授

- 障害者理解の定義の中でも、共生社会の実現に向けた取組としては、障害者の社会参加を妨げるような「**差別事例への認識**」が重要となる。
- 障害者理解の定義のうち、「**肯定的態度**」の形成に向けては、**障害者との「接触機会」**が有効であることが様々な研究の成果として示されている。
ただし、**交流機会の提供のみでは否定的な態度の形成につながるケースもあることから、**交流の機会の場に障害への知識のインプットや、障害者とのディスカッションなどを組み込むことが有効**と考えられる。**

○障害者理解に係る『理解』の定義方法

- 知識
- 社会的距離
- 肯定的態度
- 共感的態度
- 差別事例への認識

国内の研究から考える知的障害者への態度に影響する要因のまとめ



米倉裕希子.(2015).知的障害者への態度に関する研究動向と今後の課題:文献レビュー.関西福祉大学発達教育学部研究紀要, 1, 35-43.

【否定的な態度の形成】

(例:接触の機会)

障害のある人は
不自由なんだ

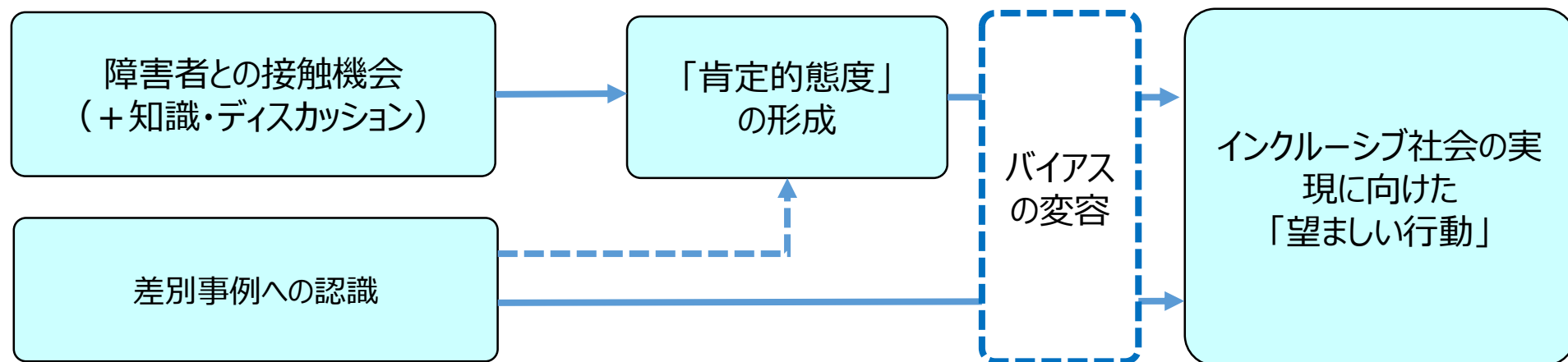


できないことが多いから、常に気を付けてあげなきゃ



障害への理解・行動促進

【インクルーシブ社会の実現に向けた「障害への理解促進」について】



○ **障害への知識や障害者とのディスカッションを組み込んだ接触機会**が提供されることで、障害者への肯定的態度が形成されるとともに、**差別事例への正しい認識が形成され、インクルーシブ社会に向けた望ましい行動が実践される。**

○ なお、ここで言うバイアスは無意識によるもの（アンコンシャス・バイアス）であり、まず、障害に関するバイアスの現状把握（そもそもバイアスが生じているか等）が必要となる。

その上で、バイアスが有る場合は、どのような場面で生じているかを確認し、バイアスの変容に繋がる取組を具体的に検討していく必要がある。

（参考） Jenna A. Harder et al.(2019)によると、2004年～2017年の間に米国でIAT(Implicit Association Test)を受けた約30万人の結果として、「障害者と接点がある人」はバイアスが比較的良かったとの報告がなされている。

今後の方向性

①インクルーシブ社会の実現に向けた取組

障害への知識や障害者とのディスカッションを組み込んだ接触機会を設けること、及び県民の差別事例への認識を深めることがインクルーシブ社会の実現に繋がる。

⇒第5次広島県障害者プランにおいて反映を行う。**(今回の論点)**

②バイアスの解消に向けた取組

現状を把握した上で、どのような取組がバイアスの変容に繋がるのか検討を行う必要がある。

⇒3年後の見直しに向けて、具体的取組等の検討を行っていく。

- 〔 R5年度：当事者へのインタビュー（バイアスの有無、バイアスが生じている場面の確認）
- 〔 R6年度以降：県民アンケート等の実施

【検討スケジュール】

	R5	R6	R7	R8	R9
	第4次広島県障害者プラン		第5次広島県障害者プラン		
	①インクルーシブ社会の実現に向けた取組の検討		①インクルーシブ社会の実現に向けた取組の検討の継続 (バイアスの解消を含む)		
有識者への意見聴取	<ul style="list-style-type: none"> ● 施策推進協議会・自立支援協議会での検討(今回) 		<ul style="list-style-type: none"> ● 第5次広島県障害者プランへの反映 		
	②バイアスの解消に向けた取組の検討				
	<ul style="list-style-type: none"> ● 当事者へのインタビューの実施 (バイアスの有無、バイアスが生じている場面の確認) ● 県民アンケートの設計 		<ul style="list-style-type: none"> ★ 現状把握・課題の分析 ● 県民アンケート・インタビューの実施 ● 施策推進協議会での意見照会 		<ul style="list-style-type: none"> ● 方向性の決定 ● 施策推進協議会・自立支援協議会での検討
			<ul style="list-style-type: none"> ● 中間見直しでの反映 		<ul style="list-style-type: none"> ● プラン中間見直し

今回の論点

論点 1 : 「インクルーシブ」の理念の反映について

論点 2 : インクルーシブ社会の実現に繋がる取組について

論点1:「インクルーシブ」の理念の反映について

インクルーシブの理念については、計画の施策全体に広く関わるため、次のとおり、次期プランにおいて、「I 障害への理解促進」の目指す姿へ反映したいと考えています。
については、次の案に御意見をください。

施策	目指す姿
I 障害への理解促進	<p>(修正前)様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々の権利が守られ、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、<u>「支え合う「心のバリアフリー」が実現しています。」</u></p> <p style="text-align: center;">▼</p> <p>(案)様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々の権利が守られ、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、<u>「皆が必要とされ、共に創っていくインクルーシブ社会が実現しています。」</u></p>

インクルーシブ社会に繋がるキーワード:「分け隔てなく」、「お互いを認め合う」、「多様性を認め合う」、「共に支え合う」、「包摂的社会」等

論点2: インクルーシブ社会の実現に繋がる取組について

有識者へ意見聴取したところ、障害への知識や障害者とのディスカッションを組み込んだ接触機会を設けることや県民の差別事例への認識を深めることがインクルーシブ社会の実現に繋がるという意見をいただきました。好事例や有効だと思われる取組等をご教示ください。

(例：分身ロボットカフェ等)

【米倉裕希子准教授による意見】

○障害者理解促進・アンコンシャスバイアスなどへの対応方法

- 知識の普及
- 講座、研修
- インクルーシブ教育
- 共同創造型の活動
- 構造的スティグマ（制度政策や文化的イデオロギーから生じるスティグマ）の是正



企画段階から一緒に考え、一緒に参加する活動

だい かい ほんにんたいかい おのみちたいかい
第21回はつらつ大会（本人大会）尾道大会
けつぎぶん
決議文

わたし ちは、それぞれの地域で仲間をつくり、つながりあい、力を合わせて色々なことを学び、働き、安心して豊かに暮らしていけるように努力していきます。また、障害のあるなしにかかわらず、思いやりとやさしい心と一緒に生活できる社会を目指して、次のことを決議します。

- 1 わたし たちに かんけい することを 決めるときには、 必ず 私 たちを 交えて 決めて ください。 私 たちに 関係のある 情報 は、 私 たちにも わかり やすく 教えて ください。
- 2 ひつよう とする 福祉 サービス は、 住む 町 や 障害 の 程度 に関係 なく 制限 を 設けず、 平等 に 利用 できるように してください。
- 3 わたし たちは、 働く ことで 社会 参加 を 進めて いきたい と思います。 働く 場所 と 働き やすい 職場 環境 を 作って ください。
- 4 自分 たちで できる ことは、 自分 たちで 努力 します。 できない ことがある ときや 悩んで いる ときは、 身近 に 相談 できる 人や 場所 を 増や してください。
- 5 いじめ、 差別、 虐待 のない、 安心して 生活 できる 社会 に してもら いたいです。
- 6 最近 の グループ ホーム や アパート の 家賃 が 上が ってきて います。 家賃 補助 を もつ と 増や してください。 また、 一人 暮らし を している 障害 者 にも 家賃 補助 を 適用 して ください。
- 7 障害 者 手帳 （療育 手帳） を 持っている 全ての 人が 障害 基礎 年金 を 受給 でき、 医療 費 が 全額 免除 になる 仕組み を 作って ください。
- 8 障害 のある 人 たちが 災害 や 地震 など に あった とき のために、 わかり やすい 防災 マップ、 標識、 表示 など の 情報 と 対策 方法 を 教えて ください。
- 9 本人 活動 は、 とても 大切 です。 チャレンジ 精神 を 忘れない で 本人 活動 を 広め、 活発 に していきます。 本人 活動 を もっと 応援 し、 支援 者 を 増や してください。

わたし たちの 願い が、 多く の 人 に 伝わり、 実現 できる ことを 信じて ……
いじょう けつぎ
以上、 決議 します。

れいわ ねん がつ にち
令和5年10月22日

だい かい たいかい ほんにんたいかい おのみちたいかい さんかしゃいちどう
第21回はつらつ大会（本人大会）尾道大会 参加者一同